

令和 8 年
御殿場市議会 9 月定例会議案書

御 殿 場 市

目 次

議案番号	件 名	頁
認定第 1 号	令和 7 年度御殿場市一般会計歳入歳出決算認定について	1
認定第 2 号	令和 7 年度御殿場市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	2
認定第 3 号	令和 7 年度御殿場市救急医療センター特別会計歳入歳出決算認定について	3
認定第 4 号	令和 7 年度御殿場市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	4
認定第 5 号	令和 7 年度御殿場市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	5
認定第 6 号	令和 7 年度御殿場市上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	6
認定第 7 号	令和 7 年度御殿場市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	7
認定第 8 号	令和 7 年度御殿場市簡易水道事業会計決算認定について	8
認定第 9 号	令和 7 年度御殿場市公共下水道事業会計決算認定について	9
認定第 10 号	令和 7 年度御殿場市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定について	10
認定第 11 号	令和 7 年度御殿場市公設浄化槽事業会計決算認定について	11
議案第 36 号	令和 8 年度御殿場市一般会計補正予算（第 3 号）について	資料 13
議案第 37 号	令和 8 年度御殿場市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	資料 13

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 3 8 号	令和 8 年度御殿場市上水道事業会計補正予算 (第 1 号) について	資料 1 4
議案第 3 9 号	御殿場市火入れに関する条例の一部を改正する条例 制定について	1 2
議案第 4 0 号	玉穂地区屋内プール機械設備改修工事請負契約の締結 について	1 3
議案第 4 1 号	防災行政無線施設（戸別受信機）の取得について	1 4
議案第 4 2 号	御殿場市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定に ついて	1 5
議案第 4 3 号	市道路線の廃止について	1 6
議案第 4 4 号	市道路線の認定について	1 7
同意第 5 号	御殿場市教育委員会委員の任命について	1 8

認定第 1 号

令和 7 年度御殿場市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度御殿場市一般会計歳入歳出決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第 2 号

令和 7 年度御殿場市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度御殿場市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第 3 号

令和 7 年度御殿場市救急医療センター特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度御殿場市救急医療センター特別会計歳入歳出決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第4号

令和7年度御殿場市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度御殿場市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和8年9月7日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第5号

令和7年度御殿場市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度御殿場市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和8年9月7日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第 6 号

令和 7 年度御殿場市上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 7 年度御殿場市上水道事業会計剰余金の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、同会計決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第7号

令和7年度御殿場市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和7年度御殿場市工業用水道事業会計剰余金の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、同会計決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和8年9月7日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第 8 号

令和 7 年度御殿場市簡易水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度御殿場市簡易水道事業会計決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第9号

令和7年度御殿場市公共下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度御殿場市公共下水道事業会計決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和8年9月7日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第 10 号

令和 7 年度御殿場市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 7 年度御殿場市農業集落排水事業会計剰余金の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、同会計決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第 11 号

令和 7 年度御殿場市公設浄化槽事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度御殿場市公設浄化槽事業会計決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

議案第 39 号

御殿場市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市火入れに関する条例の一部を改正する条例

御殿場市火入れに関する条例（昭和 59 年御殿場市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 1 号中「及び暴風警報」を「、暴風警報及び乾燥注意報」に改め、同項第 2 号中「火災警報」を「林野火災注意報、林野火災警報及び火災警報」に改め、同条第 3 項中「及び暴風警報」を「、暴風警報及び乾燥注意報」に、「火災警報」を「林野火災注意報、林野火災警報及び火災警報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第40号

玉穂地区屋内プール機械設備改修工事請負契約の締結について

玉穂地区屋内プール機械設備改修工事請負契約について、次のとおり締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年御殿場市条例第5号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月7日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 玉穂地区屋内プール機械設備改修工事 |
| 2 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 577,500,000円 |
| 4 契約の相手方 | 御殿場市東田中三丁目2番28号
日管株式会社 御殿場支店
支店長 齋藤 壮哉 |

議案第 4 1 号

防災行政無線施設（戸別受信機）の取得について

防災行政無線施設（戸別受信機）について、次のとおり取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年御殿場市条例第 5 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

- | | |
|-------------|--|
| 1 取 得 物 件 | 防災行政無線施設（戸別受信機） |
| 2 取 得 の 方 法 | 制限付一般競争入札 |
| 3 取 得 金 額 | 2 6 , 7 3 0 , 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 静岡県静岡市駿河区西脇 9 9 4 番地 1
フィールセーフ株式会社 静岡支店
支店長 久保田 洋美 |

議案第 42 号

御殿場市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定により、御殿場市の特定の事務を取り扱う郵便局を次のとおり指定したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

1 指定する郵便局の名称及び所在地

- (1) 神山郵便局（御殿場市神山 1805 番地の 7）
- (2) 御殿場原里郵便局（御殿場市保土沢 1157 番地の 878）
- (3) 御殿場森之腰郵便局（御殿場市川島田 532 番地の 1）
- (4) 高根郵便局（御殿場市六日市場 60 番地の 1）

2 指定する郵便局において取り扱う事務

- (1) 法第 2 条第 6 号に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付に関する事務
- (2) 法第 2 条第 7 号に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務

3 指定する期間

令和 9 年 2 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議案第 43 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり市道路線を廃止したいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
1681号線	御 殿 場 市 新 橋 4 6 8 番 1 地 先	御 殿 場 市 新 橋 4 6 8 番 1 地 先	
3421号線	御 殿 場 市 大 坂 5 1 番 4 地 先	御 殿 場 市 大 坂 5 1 番 4 地 先	
4209号線	御 殿 場 市 川 島 田 8 8 8 番 2 地 先	御 殿 場 市 川 島 田 8 8 8 番 2 地 先	

議案第 4 4 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を認定したいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
2221号線	御殿場市新橋1353番6地先	御殿場市新橋1353番3地先	
6200号線	御殿場市印野1557番8地先	御殿場市印野1557番19地先	

同意第 5 号

御殿場市教育委員会委員の任命について

次の者を御殿場市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 7 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

氏 名 遠藤 マリ

住 所 【略】

生年月日 【略】